報　道　資　料

平成２９年　９月２１日
総務部　総務課
県政情報係　新谷、橋本
直通　0742-27-8348
庁内内線　2341、2388

奈良県情報公開審査会の第１９７号答申について

行政文書の不開示決定に対する異議申立てについての諮問第２３２号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

１　答申の概要

◎　答　　申：平成２９年９月２０日
◎　実　施　機　関：県土マネジメント部まちづくり推進局　建築課
◎　対象行政文書：奈良県高田土木事務所へ提出の特定の建築確認申請書のうち、建築基準法施行令第３８条第３項の規定に基づく平成１２年建設省告示第１３４７号（第一）に制定される地盤調査書
◎　諮問に係る処分と理由
　○　決　　定：不開示（不存在）決定
　○　不開示理由：当該文書を作成又は取得していないため
◎　審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
◎　判　断　理　由：

１　行政文書の不存在について

異議申立人は、「奈良県高田土木事務所へ提出の建築確認申請書　申請日付　平成○○年○○月○○日　確認番号　○○○○号　確認日付　平成○○年○○月○○日　建築主　○○○○　地番地名　大和高田市春日町○○丁目○○番○○（地目　田）　設計者　○○○○　一級建築士　工事施行者　○○○○　上記の一件書類のうちの１．建築基準法施行令第３８条第３項の規定に基づく平成１２年建設省告示第１３４７号（第一）に制定される地盤調査書」の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書を取得していないため不存在であると主張しているので、以下検討する。

建築基準法に基づく建築確認は、建築主が建築物を建築しようとする場合、当該建築物の建築計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかについて、建築主事等の確認を受けるものである。

異議申立人が開示を求める行政文書は、建築基準法施行令（以下「施行令」という。）第３８条第３項に係るものであり、同項は建築基準関係規定に該当するため、本件建築物の建築計画は、同項に適合している必要がある。

同項の規定は、建築物の基礎の構造は、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない旨を定めているが、本件建築確認申請時点の建築基準法施行規則（以下「施行規則」という。）においては、都市計画区域内かつ防火地域及び準防火地域以外の区域内における一戸建て住宅で、住宅の用途以外の用に供する部分の床面積の合計が、当該建築物ののべ床面積の２分の１以下のもの又は５０平方メートル以下のもののうち、建築士が設計したものについては、施行令第３８条第３項の適用が免除される旨規定されている。

実施機関の説明によると、本件建築物に係る建築計画は、施行規則の規定により、同項の規定の適用が免除されるとのことである。

そうすると、異議申立人が開示を求める文書は、本件建築確認申請において提出を要するものではないと認められる。

また、異議申立人は、本件建築物に係る現場の状況から、地盤調査の必要性が高く、異議申立人が開示を求める文書が提出されているはずであるとの主張をしている。

そこで、建築確認における審査の範囲について実施機関に説明を求めたところ、建築確認申請において提出する図書は、施行規則により定められており、原則として、建築基準関係規定と申請書及び添付図書の記載事項を照合することにより、適合性を判断することをもって足りると解されているとのことであった。

これらのことから、異議申立人が開示を求める文書を取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、異議申立人が開示を求める文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

３　異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書等において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

２　事案の経緯

①　開示請求	平成２７年１０月１９日
②　決　　定	平成２７年１１月　２日付けで不開示決定
③　異議申立て	平成２７年１２月２０日
④　諮　　問	平成２７年１２月２５日
⑤　経　　過	平成２９年　３月１７日　第２０５回審査会　審議
	平成２９年　４月２１日　第２０６回審査会　審議
	平成２９年　７月２０日　第２０９回審査会　審議
	平成２９年　８月２４日　第２１０回審査会　審議